

## ○北本市附属機関等の会議の公開に関する規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市情報公開条例（平成 3 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、附属機関等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関及び市長が設置したこれらに類する機関をいう。以下同じ。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開・非公開の決定)

第 2 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(会議の日程の周知)

第 3 条 会議の日程は、遅くとも当該会議開催日の 2 週間前までに公表するものとする。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載、会議開催のお知らせ（様式第 1 号）による市政情報コーナー掲示板への掲示その他市長が別に定める方法により行うものとする。

(会議の傍聴)

第 4 条 公開で行う会議については、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会議開催日の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから先着順に決定するものとする。ただし、会議開催日の当日の先着順にすると会場が混乱するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

3 傍聴人は、傍聴人名簿（様式第 2 号）に必要事項を記入のうえ、担当者の指示を受けなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している

者

(2) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン若しくはヘルメット類を着用し、又は張り紙、旗若しくは垂れ幕類を携帯している者

(3) 写真機、ビデオ、録音機等を携帯している者（附属機関等の長が許可したときを除く。）

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに席を離れること。

(2) 議事に関する発言若しくは賛否を表明し、又は騒ぎ立てる等示威的行為をすること。

(3) 当該附属機関等の長の許可を得ずに写真の撮影又は録画若しくは録音をすること。

(4) 飲酒、飲食又は喫煙をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を阻害すると認められること。

6 附属機関等の長は、傍聴人が前項に掲げる行為をした時は、これを制止し、又は当該傍聴人を退場させることができる。

（会議資料の閲覧）

第5条 会議に提出された資料は、当該会議に諮り、その同意を得た上で、傍聴人に閲覧させることができる。ただし、当該資料に条例第7条に規定する情報（以下「非公開情報」という。）が含まれているときは、この限りでない。

（会議記録の作成及び公開）

第6条 附属機関等は、全ての会議において会議記録を作成しなければならない。

2 会議記録の作成方法等については、市長が別に定めるところによる。

3 会議記録及び当該会議に係る配布資料（以下「会議記録等」という。）は、公開するものとする。ただし、非公開情報が含まれているときは、この限りでない。

4 会議記録等の公開は、市政情報コーナー及びホームページにおいて行うものとする。この場合において、当該会議記録等を公開する期間は、原則として、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、会議の公開の状況を年1回公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページにおいて行うものとする。

(適用除外)

第8条 法令等において、附属機関等の会議に関し特別の定めがあるときは、この規則を適用しない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。